

乙第1号議案から
乙第13号議案まで

令和3年第4回沖縄県議会(定例会)議案

(その2)

令和3年6月15日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	7
乙第3号議案	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	10
乙第4号議案	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
乙第5号議案	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	15
乙第6号議案	沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例	23
乙第7号議案	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例	25
乙第8号議案	財産の取得について	34
乙第9号議案	訴えの提起について	35
乙第10号議案	車両損傷事故に関する和解等について	37
乙第11号議案	沖縄県収用委員会委員の任命について	39
乙第12号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について	40
乙第13号議案	専決処分の承認について	41

乙第1号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表再生医療等製品販売業許可更新申請手数料の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同項の次に次のように加える。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	ア 医薬品の保管のみを行う製造所登録に係るもの1件につき31,900円 イ 医薬部外品の保管のみを行う製造所登録に係るもの1件につき31,900円 ウ 化粧品の保管のみを行う製造所登録に係るもの1件につき31,900円
医薬品、医薬部外品又は化粧品	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器	ア 医薬品の保管のみを行う製造所登録に係るもの1件につ

の保管のみを行 う製造所登録更 新申請手数料	等法第13条の2の2第4項に規定 する医薬品、医薬部外品又は化粧 品の保管のみを行う製造所の登録 の更新の申請に対する審査	き21,400円 イ 医薬部外品の保管のみを行 う製造所登録に係るもの1件 につき21,400円 ウ 化粧品の保管のみを行う製 造所登録に係るもの1件につ き21,400円
------------------------------	--	--

別表第3 医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項中「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第1項又は第13項」を「同条第1項又は第15項」に、「47,200円」を「70,500円」に、「32,500円」を「52,900円」に、「15,200円」を「23,900円」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「100,50円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額」を「124,600円に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額」を「95,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「30,60円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額」を「53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項の次に次のように加える。

医薬品又は医薬 部外品の区分適 合性調査申請手 数料	医薬品医療機器等法施行令第80 条の規定に基づく医薬品医療機器 等法第14条の2第1項に規定する 医薬品又は医薬部外品の製造所に おける製造工程の区分ごとの製造 管理又は品質管理の方法の基準へ の適合性調査の申請に対する審査	ア 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第十四条第八 項に規定する医薬品又は医薬 部外品の製造工程の区分を定 める省令（令和3年厚生労働 省令第17号。以下「区分省 令」という。）第2条第3号 に掲げる区分に係るもの1件 につき124,600円に次に掲げ る額を合算した額 (ア) 調査品目の数に2,000円
-------------------------------------	--	--

		<p>を乗じて得た額</p> <p>(イ) 調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た額</p> <p>イ 区分省令第2条第4号に掲げる区分に係るもの1件につき95,000円に次に掲げる額を合算した額</p> <p>(ア) 調査品目の数に1,000円を乗じて得た額</p> <p>(イ) 調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た額</p> <p>ウ 区分省令第2条第5号に掲げる区分に係るもの1件につき53,400円に次に掲げる額を合算した額</p> <p>(ア) 調査品目の数に500円を乗じて得た額</p> <p>(イ) 調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た額</p> <p>エ 区分省令第2条第6号に掲げる区分に係るもの1件につき53,400円に次に掲げる額を合算した額</p> <p>(ア) 調査品目の数に500円を乗じて得た額</p> <p>(イ) 調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た額</p>
医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき70,500円</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき52,900円</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき23,900円</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無</p>

		菌)に係るもの1件につき7,000円
		才 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき5,290円
		カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき23,900円
		キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかるわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額
		ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき23,900円

別表第3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同表医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同表輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造時適合性調査申請手数料の項中「47,200円」を「70,500円」に、「32,500円」を「52,900円」に、「15,200円」を「23,900円」に改め、同表輸出用の医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額」を「124,600円に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額」を「95,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額」を「53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額」に改め、同表医薬品、医薬部

外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付手数料の項の次に次のように加える。

医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第16条の4に規定する登録証の書換え交付	1件につき2,100円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第16条の5に規定する登録証の再交付	1件につき2,900円
医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第26条の4第1項に規定する基準確認証の書換え交付	1件につき2,100円
医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第26条の5第1項に規定する基準確認証の再交付	1件につき2,900円

附 則

(施行期日)

- この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）から施行する。

(経過措置)

- 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査に係る手数料等の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例）

第15条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付し、又は納入すべき徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、知事は、徴収金の保証人に関する徴収の例によりその徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

第18条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第45条の19第3項中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第46条第1項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に改め、「発電事業等」という。」の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第49条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第49条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第106条の2中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第106条の3第1項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第2項中「の承認を受けている」を「の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えていいる」に、「において、当該承認を受けている帳簿（以下「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。）」を「には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「承

認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第127条第3項及び第6項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第127条の改正規定 公布の日
 - (2) 第45条の19、第106条の2及び第106条の3の改正規定並びに次項並びに附則第4項及び第5項の規定 令和4年1月1日
 - (3) 第15条の2及び第18条の改正規定 令和4年1月4日
 - (4) 第46条及び第49条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年4月1日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（附則第4項及び第5項において「新条例」という。）第45条の19第3項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)
- 3 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)
- 4 新条例第106条の2及び第106条の3第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿（新条例第106条第1項に規定する帳簿をいう。次項において同じ。）について適用する。
- 5 新条例第106条の3第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる帳簿に係る新条例第106条の2に規定する電磁的記録について適用する。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、指定納付受託者が納税義務者等から徴収金の納付又は納入の委託を受けた場合の徴収の特例等を定めるとともに、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととする見直しを行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 過疎地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって過疎法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば過疎法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は過疎法第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）をいう。

第2条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 産業振興促進区域　過疎法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。

第9条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定による課税の免除は、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第9条第2号及び第3号中「過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、過疎地域又は過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次条において同じ。）のうち産業振興促進区域内において、過疎法第2条第2項の規定による公示の日（次項第2号及び第3号並びに次条において「公示日」という。）から令和6年3月31

日までの間に、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のもの（次項において「過疎地域特別償却適用設備」という。）の取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者に対しては、次項に定めるところにより課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）

ア 資本金の額等が5,000万円を超える1億円以下である法人 1,000万円

イ 資本金の額等が1億円を超える法人 2,000万円

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第10条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条中「又は過疎地域」を「又は過疎地域若しくは特定市町村の区域のうち産業振興促進区域」に、「過疎地域の公示の日」を「公示日」に、「過疎地域」を「、過疎地域又は特定市町村の区域のうち産業振興促進区域」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月31において旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城 育

理由

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、適用期限を令和6年3月31日まで延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「更正施設」を「更生施設」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

「第3章 更正施設」を「第3章 更生施設」に改める。

第24条第2項中「更正施設」を「更生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項（新条例第28条、第34条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設等の運営に関する基準を改める等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次中「第113条」の次に「・第114条」を加える。

第82条第1項ただし書中「次に掲げる施設及び場合」を「次の各号に掲げる施設又は場合の区分」に改め、同条第3項中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「同項各号に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項第5項中「第1項に規定する職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者」に改める。

第113条を第114条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第113条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第18条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第87号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第93条を第94条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び第18条（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、

書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が障害児又は通所給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第28号) の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」の次に「・第60条」を加える。

第59条を第60条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び第15条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

い方法をいう。) によることができる。この場合において、相手方が障害児又は入所給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第211条」の次に「・第212条」を加える。

第211条を第212条とし、第19章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）及び第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている

又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第8条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年沖縄県条例第30号) の一部を次のように改正する。**

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加える。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項及び第16条に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第90条」の次に「・第91条」を加える。

第90条を第91条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第90条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第46条を第47条とし、第45条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員及び運営に関する基準等を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例（平成5年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域をいう。以下同じ。）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（以下「中山間地域等」という。）」を「等」に、「これと一体的に保全することが必要であると認められる農地（以下「農地」という。）」を「農地」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「農地」の次に「（棚田地域等の区域に該当しない区域にあっては、当該土地改良施設と一体的に保全することが必要であると認められる農地に限る。）」を加え、同条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第4項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項（法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）を含む市町村の区域

- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域
- (3) 前2号に掲げる区域のほか、当該各号に規定する地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる市町村の区域
- (4) 傾斜地に階段状に設けられた一団の農地を含む一定の地域であって、勾配が20分の1以上の土地にある農地の面積の合計が、当該地域の農地の面積の2分の1以上を占める地域（以下「棚田地域等」という。）の区域

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（中山間地域等の特例）

- 2 第2条の規定にかかわらず、令和3年度から令和9年度までの間に限り、法附則第5条に規定する特別特定市町村（法附則第6条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）の区域を含む市町村の区域は、中山間地域等とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたこと等に伴い、中山間地域等の定義を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、**おきなわ工芸の杜**（以下「工芸の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 工芸の杜の位置は、豊見城市字豊見城1114番1とする。

(工芸の杜の管理)

第3条 工芸の杜の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第21条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（次条において「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に工芸の杜の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を有すること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日等)

第8条 工芸の杜の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
 - (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）又は沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認

を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する休館日及び前2項の規定により休館することとされた日においても利用することができる。

(開館時間)

第9条 工芸の杜の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する開館時間及び前項の規定により変更された後の開館時間以外の時間においても利用することができる。

(利用の許可)

第10条 別表に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の申請が貸し工房又は体験工房の利用に係るものである場合にあっては、工芸品の製造について一定以上の技術を有することその他の規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(貸し工房及び体験工房の利用期間)

第11条 貸し工房及び体験工房の利用の許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲内において更新することができるものとする。

2 前項の規定による更新は、貸し工房にあっては2回を超えて行うことができない。た

だし、工芸の杜の設置目的を達成するために知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(工作物等の設置)

第12条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工芸の杜への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設備等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(放置物件の除去命令)

第19条 指定管理者は、施設内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第20条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第10条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第10条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第22条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを

得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表（第15条関係）

1 施設利用料金

区分		単位	基準額
貸し工房		1 平方メートル 1 月につき	450円
共同工房	織物	主室	1 時間につき
		染色室	1 時間につき
		糸くくりスペース	1 区画 1 日につき
	染物	主室	1 時間につき
		反物張りスペース	1 区画 1 日につき
		のり置き作業スペース	1 区画 1 日につき
紗張り室		1 時間につき	80円

	洗い場	1時間につき	990円	
漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき	1,300円	
	上塗り室	1時間につき	170円	
木工・さん しん	仕上室	1時間につき	3,080円	
	組立室	1時間につき	310円	
	塗装室	1時間につき	290円	
金細工	主室	1時間につき	960円	
	工芸縫製	1時間につき	1,190円	
体験工房	1号室（ガラス）	1平方メートル1 月につき	1,060円	
	2号室（陶芸）	1平方メートル1 月につき	700円	
	3号室（織物・染物）	1平方メートル1 月につき	720円	
	4号室（その他）	1平方メートル1 月につき	470円	
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に 利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場 合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に 利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場 合	1室半日につき	2,500円

	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
エントラ ンスホー ル	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	7,900円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	15,800円
企画展示 室	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	4,350円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具類	一式1時間につき	2,000円以内で規則に定める額

備考

- 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計

算する。

3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

工芸産業を担う人材の支援及び工芸品についての情報の発信並びに工芸品の作り手と使い手との交流の促進により、工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜を公の施設として設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第8号議案

財産の取得について

県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 タブレット端末及び充電用保管庫
- 2 数 量 タブレット端末10,650台、充電用保管庫254台
- 3 契約金額 395,450,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畠上修一

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第9号議案

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件
2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 別表のとおり

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。
- (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	入居者の住所	入居者の氏名
1		
2		

乙第10号議案

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和2年12月25日

4 事故発生場所 北谷町字宮城1番地37サンエー北谷はまがわ店駐車場

5 損 害 賠 償 額 74,000円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、職員の公務執行中における車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額74,000円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるものほか、何らの債権債務のないことを確認する。

沖縄県収用委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 宇 久 信 正

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 平 良 卓 也

生年月日 [REDACTED]

令和 3 年 6 月 15 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

収用委員会委員 2 人が令和 3 年 7 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第12号議案

沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 比 嘉 梨 香
生年月日 [REDACTED]

令和 3 年 6 月 15 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公安委員会委員 1 人が令和 3 年 7 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年6月4日

沖縄県知事 玉城康裕

(別紙)

令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第8号）

令和3年度沖縄県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に2,449,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ870,436,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 国 庫 支 出 金		280,612,830	1,440,636	282,053,466
	2 国 庫 補 助 金	229,951,871	1,440,636	231,392,507
13 繰 入 金		32,338,501	1,008,445	33,346,946
	2 基 金 繰 入 金	32,152,408	1,008,445	33,160,853
歳 入 合 計		867,986,970	2,449,081	870,436,051

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 商 工 費		133,179,061	2,449,081	135,628,142
	2 工 鉱 業 費	121,890,311	2,449,081	124,339,392
歳 出 合 計		867,986,970	2,449,081	870,436,051